

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 12 日現在

機関番号：24402

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2016

課題番号：25381088

研究課題名(和文)義務教育制度の再編政策に関する実証的研究 教育年限延長時における政策過程の分析

研究課題名(英文)Empirical Study on the Reorganization Policy of Compulsory Education System--Policy Processes of Extending Compulsory Education--

研究代表者

柏木 敦(KASHIWAGI, Atsushi)

大阪市立大学・大学院文学研究科・教授

研究者番号：00297756

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、戦前期日本の義務教育年限延長政策を見直し、義務教育年限の変更の際に検討された議論等を明らかにすることであった。このため、義務教育制度整備過程における課題の見直し、義務教育年限延長実施直後に制度化された小学校二重学年制の検討、富山市で実施された二重学年制の検討、以上の調査を行った。

研究結果は以下の通り。義務教育制度の制度整備にあたり、就学開始年齢の一定化が課題の一つとなっていたこと、その制度的対応として二重学年制が導入されたこと、二重学年制は上級学校との接続関係の整備が不可欠だが、児童の進級、就労との接続に関しては一定の有効性が認められていたことが明らかになった。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this research is to review policy of extending compulsory education and to clarify discussion about modification compulsory education prewar period in Japan. To achieve this purpose, This study conducted the following investigation.1st, Re-examination the task or issues Maintenance Compulsory education system. 2nd, Investigation about parallel class system in elementary school that carry out in Toyama city.

The results of the above research are as follows, It was one of the issue to keep constant the age of enrollment at elementary school on the process of maintenance and reorganization compulsory education system. Parallel class system was institutionalize as proposed countermeasure for the issue of constant the age of enrollment at elementary school. Parallel class system needs maintenance of relation of connection with a higher-grade school is indispensable, We can find out validity promotion and employment after graduation under the parallel class system.

研究分野：教育学

キーワード：義務教育制度 義務教育年限延長 就学期 就学年齢 二重学年制

1. 研究開始当初の背景

(1)平成15年5月、中央教育審議会に「就学の機会の弾力化」「就学時期の弾力化について」を含む「今後の初等中等教育改革の推進方針について」が諮問されて以降、国内外の義務教育制度の在り方の検討が続けられていた。世界的なグローバル化の進行により、義務教育制度の再検討は日本のみならず諸外国においても、喫緊の政策課題となることが指摘されていたし、この状況は今日でも大きく変わっているとはいえない。

(2)諸外国の動向のみならず、日本国内にあっても外国人子弟の就学希望者が日本の公立学校への就学を希望した場合、日本の義務教育期間のありようが、その就学を困難にしているという実態が指摘されていることも同様である。学習者およびそのニーズの多様化という事態に直面している今日、義務教育年限、そして義務教育期間をどのように運用し、多様化という現実に対応してゆくかという問題は、教育制度政策上の喫緊の課題として指摘されなければならない。

(3)日本の義務教育年限・義務教育期間の検証に関しては、アジア・太平洋戦後の六三制成立過程については研究が蓄積されているが、戦後六三制の原型である戦前の初等教育六年制の成立過程については、通史的叙述の一部としてその制度成立過程が検討されるに止まっており、義務教育年限延長に関わる個別研究は、管見の限り蓄積は見られない。

2. 研究の目的

(1)本研究の目的は、戦前期日本の義務教育年限延長政策を見直し、義務教育年限の変更に際して検討された議論等を明らかにすることであった。そのため義務教育期間(年限)の国民的受容およびそれに伴う制度改革の過程を、史的手法を以て検討する。本研究は特に初等教育段階を対象を絞って、日本の初等教育六年制の制度制定過程、政策展開過程およびその国民的受容の過程の実相を検証し、日本の初等教育六年制が直面してきた諸課題の実相を検証・解明することを目的として設定した。

(2)近年における日本および学校を取り巻く社会の急速な変化により、日本の学校教育体系、すなわち「6・3・3・4制」の検証や再検討が求められているのは周知の通りであるし、この要求に対する教育学界からの検討も進められつつある。本研究はこのような現状に対し、日本が「6年」という初等教育期間を制度化したプロセスを検証することで、「義務教育年限の再検討」という今日の課題に対するケーススタディを提供することを目指した。

3. 研究の方法

(1)本研究はおおよそ史料所蔵機関の目録収集、史料所在の確認(準備)、所在を確認することのできた史料の閲覧・複写・撮影(調査)、という手段によって遂行する。なお本調査途上において調査対象とする資料は、デジタルカメラによる撮影にすることによって、資料を収集すると同時に電子化する。将来、他の研究者へ出来る限り現物に近い形で資料提供を行うための準備とする。電子化した資料はDVD-Rに保存し、公開に備えることとした。

(2)研究期間1年目は奈良県立情報館に収蔵されている、郡役所文書、小学校令実施関連資料を調査・収集した。また調査対象とな機関および地域の資料目録を入手し、資料状況を確認した。

(3)調査・研究を進める中で、義務教育年限延長とともに制度化された二重学年制に注目する必要があると判断するに至った。二重学年制についてはこれまで義務教育年限延長政策の一環として捉えられてはならず、研究蓄積も少ない。ただし本研究途上で、改めて高等教育会議や小学校令改正過程に関する資料を検討した結果、二重学年制は義務教育年限延長政策の一環として捉えること、そして義務教育年限の延長にあたり、人々の多様な教育および就学ニーズに対応しうる、弾力的な制度の一形態として検討される必要があることが明らかになった。

(4)このため調査期間2年目以降は当初計画を大幅に変更し、富山市で実施された二重学年制(=「秋季学年制」)の調査・検討に対象を絞り、富山県、富山市の公文書資料、地域資料の調査、秋季学年制の実態検証を行うこととした。

(5)義務教育年限延長前後における文部省関係の資料については『近代日本教育史料大系 公文類聚』(龍溪書舎)を活用することにより、通時的かつ効率的な調査を行い、また当時の教育情報収集のため教育雑誌『小学校』(復刻版、大空社)を用いた。これらは復刻資料故に資料としての一貫性が保たれており、より確実な通時的かつ網羅的な情報収集が可能となった。

4. 研究成果

(1)1900年小学校令によって、小学校の入学期が4月1日に統一され、児童の入学機会は1年1回に限定されることとなった。これにより同一学年中の児童の生まれ月に、最大で12ヶ月の差が内包されることとなった。またこのような入学期の限定により、小学校令の規定を無視して早期に子どもを入学させる保護者の存在も問題化することとなった。

1907年に義務教育年限が4年から6年に延長された。その際の課題は、児童を小学校に就学させる期間を延長するという事実上の「負担」を軽減する道を残すことであった。

(2) 義務教育制度を4年から6年に再編するにあたって、現状の問題点が検討された際、就学の始期が限定されていることが指摘された。義務教育年限延長の実施は1908(明治41)年4月1日からであったが、その翌年には小学校令施行規則の改正により、二重学年制が制度化されることとなった。時期的に見て義務教育年限延長に関連した政策の一部であると見られる。

戦前期においては、義務教育年限延長は、子どもを就学させるという「負担」の期間を延長することをも意味していたから、早期に「負担」の期間を終わらせる方策も残しておく必要があった。二重学年制は多様な教育ニーズに、弾力のある就学期間、就学開始期を用意するものであった。

(3) 一定のニーズが見込まれた二重学年制であったが、府県においては殆ど実施されなかった。主な理由は義務教育年限延長政策そのもので校舎・教室の準備、教員の人件費が地方において大きな負担となっていた時期に、さらに半年のズレを置いた学級を設けることは困難であったこと、また八月末に終了する学年は、四月入学のみであった中等学校への接続ができていなかったことによる。

(4) 公立小学校では二重学年制が一般化することはなかったが、一部の師範学校附属小学校、私立学校(成城小学校)、女子学習院では実施されていた。唯一、富山市が市レベルで一定期間、二重学年制(秋季学年制)を実施した。秋季学年制は児童の進級、卒業後の就業に関しては一定の成果を得ていたものの、卒業後、中等学校に進むには半年の空白期間があったことが忌避されて、継続が断念された。富山市のケースを検討したことにより、二重学年制は児童のスムーズな進級、また秋季学年に合わせた斡旋により、就業の面では一定の有効性が認められ、義務教育と就労とを接続する上では一定の役割が認められるものの、国民教育制度として機能するには、上級学校との接続関係が不可欠であることが確認された。

(5) 研究の過程で、奈良県立図書情報館、富山県立公文書館、富山市立公文書館、富山県立図書館において収集した史料は、概ねデジタルカメラにて撮影を行い、デジタルデータを確保した。

(6) 富山県公文書館ではこれまで先行研究で取り上げられることがなかった富山市の二重学年制(「秋季学年制」)を富山県が認可するまでの公文書資料を発見することが出

来た。この結果、富山市の秋季学年実施の問い合わせに関して、富山県は秋季学年実施の経費、児童を収容するだけの教室数、児童の通学の便、これらが確保されているかどうかを確認したのみで、秋季学年そのものについて特に難色を示すことはなかった。

(7) 富山市公文書館では「富山市会議決書」中に富山市内小学校の学事報告が収録されていることが判明した。これにより秋季学年制実施時の詳細な学級編制状況、児童数、秋季学年実施の具体的な取り組みの状況が明らかになり、先行研究の到達点を越えた水準で、秋季学年制の実態を示すことができた。

なおこれらの資料については学会発表においてデータを発表・報告をしたが、論文では投稿規定で定められた紙幅制限により、割愛せざるを得なかった。

(8) 一部、電子式複写が適当かつ調査上効率的と判断される資料については紙媒体で確保した(『富山県統計書』『富山日報』『富山教育』)。電子式複写で確保した資料の中でも、『秋季学年概要』『秋季学年経過録』『新時代に於ける学校組織 秋季学年制の提唱』は、現状では富山県立図書館しか所蔵が確認できない、二重学年制の実情を窺い知ることができる貴重な資料である。これらの資料については論文に反映させた。

(9) 残された課題として以下のことがある。富山市の秋季学年実施が、具体的にどの段階で、誰から発案されたものなのか。本研究では収集した資料からおおよその推測をしたものの、発案主体、富山市の受け止め、政策過程をより明確にするためには、富山市議会の議事録を検討しなければならない。

富山市会の議事録は本研究の調査途上でも判読が困難な資料であったため、解読と内容検討については他日を期せざるを得なかった。上記議事録の再調査、データ確保、解読は、秋季学年制のみならず地域における義務教育、就学年齢や就学期の受け止めを明らかにするためにも、引き続き取り組まなくてはならない作業である。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計2件)

柏木敦「小学校における二重学年制の導入と実施状況—大正期富山市における秋季学年制—」『日本教育史学会紀要』、日本教育史学会、査読有、第7巻、2017、46-69

柏木敦「学校教育における画一性と任意性」『教育学論集』、大阪市立教育学会、査読有、第41巻、2015、1-8

〔学会発表〕(計2件)

柏木敦「小学校における二重学年制の導入と実施状況—大正期富山市における秋季学年制—」教育史学会第59回大会、宮城教育大学(宮城県仙台市)2015年9月27日

柏木敦「学校教育における画一性と任意性」大阪市立大学教育学会第4回大会、2014年12月13日、大阪市立大学(大阪府大阪市)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

柏木 敦 (KASHIWAGI, Atsushi)
大阪市立大学・大学院文学研究科・教授
研究者番号：00297756

(2) 研究分担者

()

研究者番号：